

## 出雲市再犯防止推進計画について

### 1. 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）において、市町村に対して地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）に対する支援にあたっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要であることから、本市における再犯防止施策を推進するため、出雲市再犯防止推進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

#### (2) 計画策定までの経過

平成 28 年 12 月 14 日 再犯防止推進法施行  
令和 2 年 2 月 17 日 出雲地区保護司会長・松江保護観察所長から、出雲市における再犯防止推進計画策定に向けての取組についての要望書が提出  
令和 3 年 6 月 島根県が県計画を策定  
令和 3 年 9 月 28 日 第 1 回出雲市再犯防止推進計画策定委員会を開催  
令和 3 年 11 月 15 日 第 2 回出雲市再犯防止推進計画策定委員会を開催  
令和 3 年 12 月 10 日 市議会に計画案を報告  
令和 3 年 12 月 13 日 パブリックコメントを実施（意見なし）  
～令和 4 年 1 月 17 日  
令和 4 年 2 月 9 日 第 3 回出雲市再犯防止推進計画策定委員会を開催  
令和 4 年 3 月 1 日 計画策定  
令和 4 年 3 月 10 日 市議会へ計画策定を報告

#### (3) 出雲市再犯防止推進計画策定委員会

委員長 三島洪道（出雲地区保護司会 会長）

委員構成（10 名）

出雲地区保護司会、出雲地区協力事業主会、出雲地区 B B S 会、島根県弁護士会、松江保護観察所、出雲警察署、出雲公共職業安定所、出雲市社会福祉協議会、出雲市民生委員児童委員協議会、島根県社会福祉士会

#### (4) 計画の位置付け

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」とします。

## (5) 計画の期間

令和4年度から令和9年度までの6年間とします。

終期は、昨年度策定した「第4次出雲市地域福祉計画」に合わせています。

## (6) 再犯防止施策の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者で、支援が必要な者とします。

## 2. 計画の基本方針等

### (1) 基本方針

島根県再犯防止推進計画（以下「県計画」という。）の基本方針に準じて、3つの基本方針を掲げます。

#### ①地域における支援

犯罪をした者等の背景にある病気や障がい、家族や周囲等との人間関係、不安や孤独等に寄り添いながら、支援関係者等による支援を実施します。

#### ②支援者間の連携、協働

更生支援に関わる関係者間が連携協働し、切れ目のない支援を実施します。

#### ③民間協力者の理解、支援活動の促進

更生支援への理解を広め、犯罪をした者等の再出発をみんなで支える活動の輪を広げます。

### (2) 重点課題と今後取り組んでいく施策

本計画の基本方針を踏まえ、重点課題にかかる施策に取り組めます。

#### ①就労の確保等

仕事に就いていない者の再犯率は高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことから、就労の確保等のための施策に取り組めます。

#### ②住居の確保等

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、住居の確保等のための施策に取り組めます。

#### ③保健医療・福祉サービスの利用の促進等

高齢者や知的障がいのある受刑者は、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことから、保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための施策に取り組めます。

#### ④子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等

少年院入院者や入所受刑者は、中学校卒業後に高等学校に進学しなかったり、中退したりする者も多い状況にあることから、子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための施策に取り組めます。

#### ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司や更生保護ボランティアなど多くの民間協力者により支えられていることから、民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための施策に取り組めます。

### (3) 成果指標と参考指標

本計画にかかる施策の目標数値となる成果指標は設けず、本市の再犯防止施策の動向を把握するために参考指標を設けます。

### 3. 推進体制

本計画の進行管理及び検証等は、出雲市地域福祉計画推進委員会において行い、本計画の見直しの必要が生じたときは、出雲市再犯防止推進計画策定委員会において審議を行います。

#### 進捗管理

#### 出雲市再犯防止推進計画参考指標

| 項目                    | 令和3年9月1日 | 令和4年12月末 | 令和5年12月末 |
|-----------------------|----------|----------|----------|
| 協力雇用主数                | 31社      | 35社      | 37社      |
| 実際に雇用している協力雇用主数       | 3社       | 2社       | 2社       |
| 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数等 | 3人       | 2人       | 4人       |
| 保護司数                  | 80人      | 85人      | 84人      |
| 保護司充足率                | 94.1%    | 100.0%   | 98.8%    |
| 更生保護女性会員数             | 746人     | 732人     | 721人     |
| 出雲地区BBS会員数            | 14人      | 15人      | 14人      |

「BBS会」とは、Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、地域に根ざした非行防止活動を行う青年ボランティア団体。